



2024年5月17日

各位

会社名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 総務部長 林貴久
(TEL 0584-93-0113)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年5月16日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

記

1. 訂正理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正箇所

変更案の「第31条」

【訂正前】

現行定款	変更案
(前省略)	(前省略)
(招集) 第33条 <u>監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u>	(監査等委員会の招集手続) 第31条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u>
② <u>前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u>	② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(後省略)	(後省略)

【訂正後】

現行定款	変更案
<p>(前省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第33条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</p> <p>② 前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(後省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(後省略)</p>

以上